

第18回四国高等学校カヌー選手権大会要項

- 主催** 四国高等学校体育連盟・徳島県教育委員会・四国カヌー協会
後援 (公財) 徳島県スポーツ協会・那賀町教育委員会・那賀町スポーツ協会
主管 徳島県高等学校体育連盟・徳島県カヌー協会
- 1 期 日** 令和4年6月18日(土)19日(日)
- 2 会 場** 川口ダム湖カヌー競技場(とくしま・なかカヌーセンター)
〒771-5409 徳島県那賀郡那賀町鉢久保124
- 3 競技種目** カヌースプリント競技(500m)
男子 JK-1 JK-2 JK-4
JC-1 JC-2 JC-4
女子 JWK-1 JWK-2 JWK-4
JWC-1(公開競技)
- 4 競技規定** 令和4年度日本カヌー連盟競技規則による。なお、ライフジャケットを着用のこと。
- 5 競技方法** (1) トーナメント方式で行う。
(2) 学校対抗とする。
(3) 男女別の合計得点によって学校順位を決定する。
(4) 得点は、1位7点、2位5点、3位4点、4位3点、5位2点、6位1点とする。
- 6 参加資格** (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
(2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により、四国大会参加資格を得たものに限る。但し、県高体連に専門部が設置されていない種目については加盟校の生徒であることとする。
(3) (公社)日本カヌー連盟登録会員であること。
(4) 年齢は、平成15(2003)年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
(5) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
(6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
(7) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
(8) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
(9) 参加資格の特例
ア 前記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、各県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める

規定に従い大会参加を認める。

イ 前記(4)のただし書きについては、学年の区別を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、各県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 四国高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、各県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、四国大会への出場条件が満たされていること。

エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失しておらず、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 四国高等学校選手権大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある学校の職員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

7 引率・監督

(1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。但し、当該県高体連会長に事前に届け出ること。

(2) 監督・コーチ等は校長の認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

(3) 但し、上記(1)(2)について各県における規程が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であれば、その規程に従うことを原則とする。

8 参加制限

(1) シングル種目 各県予選上位4位まで

※JWC-1(公開競技)においても同様とする。

(2) ペア種目 各県予選上位2位まで

(3) フォア種目 各県優勝チーム

(4) ペア・フォアに関しては、県予選で編成チームを変更してはいけない。

(5) 原則として自艇参加とする。

(6) (公社)日本カヌー連盟競技規則の特例としてペア・フォアのみ補欠各1名を登録できる。この場合、登録できる選手は同一チーム内の選手であれば、都道府県予選会において、他の艇のクルーとして出場していても原則問題ないものとする。

- 9 参加申込** (1) 参加校は、所定の用紙により 2 部作成し、1 部は下記(2)へ直接、他は各県専門委員長へ送付する。各県専門委員長は取りまとめて、所属高体連事務局へ送付する。

※大会参加に際して提供される個人情報、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。

- (2) 申込先 〒771-5209 徳島県那賀郡那賀町小仁字大坪 179 番地の 1
徳島県立那賀高等学校内 松田 勇輝 宛
TEL 0884(62)1151 FAX 0884(62)2590
matsuda_yuuki_1@mt.tokushima-ec.ed.jp

※緊急の場合は、FAX・メールでも仮の申し込みを受け付けるが、後日必ず正式な参加申込書を提出のこと。但し、FAX で申し込んだ場合には、申込先に電話で確認すること。

- (3) 申込期日 令和 4 年 6 月 10 日(金)必着
(4) 団体種目の申し込み後の参加取り消しは、直ちに開催県専門部に報告し、その後理由書を校長より所属高体連会長宛に提出する。

なお、団体・個人戦とも納入した参加料の払い戻しはしない。

- 10 参加料** シングル種目 1,600 円 ペア種目 1,600 円 フォア種目 15,000 円
参加料は監督会議の際に各校別に徴収する。

- 11 表彰** それぞれの種目 3 位までに表彰状を授与する。

- 12 宿泊** (1) 選手、監督及び大会役員の宿舎は、開催県の競技種目専門部が準備し配宿する。
(2) 宿泊料は、1 泊 2 食 9,075 円 (8,250 円+消費税) とするが、宿舎等の状況により、1 泊朝食 7,590 円 (6,900 円+消費税) の宿泊となる場合もある (その場合は、業者から該当校に確認を行う)。また、弁当を申し込んだ場合は、弁当料金 700 円 (税込) を別途支払う。

- (3) 宿泊申込 所定の用紙に必要事項を記入し、参加申込と同時に申し込むこと。

- 13 諸会議** 監督会議 6 月 18 日(土) 12:00~
とくしま・なかカヌーセンター 2 階会議室

- 14 日程**
- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 6 月 18 日 (土) | 公式練習 | 9:00~12:30 |
| | 開会式 | 13:00~ |
| | 競技 (予選・準決勝) | 14:00~ |
| 6 月 19 日 (日) | 競技 (準決勝・決勝) | 9:00~ |
| | 閉会式 | 12:00~ |

- 15 連絡事項** (1) 自艇参加を原則とする。但し、借艇を希望する場合は参加申込時にその旨を記載すること。試合当日の借艇の申込は原則として受け付けない。
(2) 競技中の疾病・傷病については、主催者側で応急処置をするほかは責任を負わない。(各チームにおいても試合中の事故、怪我に備えること) なお、参加者は健康保険証を持参すること。
(3) ペア・フォアに出場選手は、それぞれ同一のユニフォームを着用し試合に出場すること。